

扱い

ラテ:令和6年1月19日(金) 17:00解禁

新聞:令和6年1月20日(土) 朝刊

報道発表



令和6年1月19日

文化審議会の答申（重要有形民俗文化財の指定等）

文化審議会（会長 佐藤 信）は、1月19日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、重要有形民俗文化財として1件、重要無形民俗文化財として4件を指定すること及び登録有形民俗文化財として2件、登録無形民俗文化財として2件を登録することについて文部科学大臣に、また、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財として3件を選択することについて文化庁長官に、それぞれ答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、重要有形民俗文化財は227件、重要無形民俗文化財は333件、登録有形民俗文化財は51件、登録無形民俗文化財は6件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財は657件となる予定です。

詳しくは、別添の資料「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」をご覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

課長	三輪 善英 (内線 9701)
課長補佐	小西 倫子 (内線 9703)
主任文化財調査官(民俗文化財部門)	前田 俊一郎 (内線 9704)
主任文化財調査官(芸能部門)	吉田 純子 (内線 2866)
審議会係	田中 裕香 (内線 9722)
	電話 : 075-451-4111 (代表)
	075-451-9722 (直通)

I. 答申内容（12件）

1. 重要有形民俗文化財の指定（新規1件）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
<small>さの てんみょういもの</small> 佐野の天明鋳物生産用具及び製品 1, 556点	佐野市	栃木県佐野市

2. 重要無形民俗文化財の指定（新規4件）

名称	所在地	保護団体
<small>はつたさん たあそ</small> 法多山の田遊び	<small>ふくろい</small> 静岡県袋井市	<small>はつたさん たあそびさい</small> 法多山田遊祭保存会
<small>たいまでらねりくよう</small> 當麻寺練供養	<small>かつらぎ</small> 奈良県葛城市	<small>たいまでらぼさつこう</small> 當麻寺菩薩講
<small>しょうどしまのうそん</small> 小豆島農村歌舞伎	<small>しょうずぐんとしょうちょう</small> 香川県小豆郡土庄町、 <small>しょうどしまちょう</small> 小豆島町	<small>ひとやま</small> 肥土山農村歌舞伎保存会、 <small>なかやま</small> 中山農村歌舞伎保存会
<small>せんだいおつなひき</small> 川内大綱引	<small>さつま</small> 鹿児島県薩摩川内市	<small>せんだいおつなひき</small> 川内大綱引保存会

3. 登録有形民俗文化財の登録（新規2件）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
<small>たかす そうてい</small> 鷹栖の装蹄用具及び関連資料 399点	<small>たかすちょう</small> 鷹栖町	<small>かみかわぐんたかすちょう</small> 北海道上川郡鷹栖町
<small>しまねはんとうえんがん しんじこ なかうみ ぎょうろうようぐ</small> 島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具 1, 598点	松江市	島根県松江市

4. 登録無形民俗文化財の登録（新規2件）

名称	所在地	保護団体
<small>しょうない ささまき</small> 庄内の笹巻製造技術	山形県	特定せず
<small>さつなんしょうとう</small> 薩南諸島の黒糖製造技術	鹿児島県	特定せず

5. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択（新規3件）

名称	所在地	保護団体
<small>めか</small> オンバサマのお召し替え	<small>なかにいわぐんたてやままち</small> 富山県中新川郡立山町	<small>あしくら</small> 芦峯女性の会
<small>あやべはちまんじんじゃ はたあ はた</small> 綾部八幡神社の旗上げ・旗 <small>お</small> 下ろし行事	<small>みやきぐん</small> 佐賀県三養基郡みやき町	<small>あやべはちまんじんじゃうじこそうだいかい</small> 綾部八幡神社氏子総代会
<small>はやま はなとりおどり</small> 葉山の花取踊	<small>たかおかぐんつ の ちょう</small> 高知県高岡郡津野町	<small>はやまはなとりおど</small> 葉山花取踊り保存会

Ⅱ. 解説

1. 重要有形民俗文化財の指定

さの てんみょういもの

①佐野の天明鋳物生産用具及び製品

- 所有者 佐野市
- 所有者の住所 栃木県佐野市
- 員数 1, 556点
- 文化財の概要

【指定の趣旨】

鋳物の生産は、鍛冶と並ぶ金属加工の技術を必要とする生業であり、その歴史も古い。本件は、東日本における鋳物の一大産地での収集で、大型の高炉や大量生産用の金型が普及する以前の鋳物の生産用具が体系的に分類・整理されており、佐野の鋳物師による「天明鋳物」の生産活動の実態を伝える資料群となっている。また、鋳型の製作に用いられた各種の木型や原型、押型が充実しており、様々な製品の注文に応じていた当地の鋳物師の鋳造技術の高さを窺うことができる。この地域の伝統的な産業を理解する上で貴重であり、我が国における鋳物生産の変遷を考える上で重要である。

【文化財の説明】

佐野における鋳物生産の起源は、天慶年間（938～947）に遡るとされ、梵鐘や茶の湯釜、農具、生活用品など幅広い製品を鋳造しており、当地で造られた鋳物製品は、佐野の古い地名をつけて「天明鋳物」の名で広く知られている。天明鋳物の生産は、原材料の調整にはじまり、鋳型の製作、鋳型を組んで固定する型合わせ、鉄や銅などの金属材料の溶解、溶かした材料を鋳型に流し込む湯入れ、鋳型から製品を取り出す型ばらし、仕上げの各工程を経て完成となる。本件は「天明鋳物伝承保存会」と佐野市が協力し、その調査と収集を進めてきたもので、生産の各工程で使用された一連の用具が揃っており、当地で鋳造された主要な製品もあわせて収集されている。



【鋳物の主な生産用具と製品】



【鋳型用の各種の型】

2. 重要無形民俗文化財の指定

①法多山の田遊び

- 文化財の所在地 静岡県袋井市
- 保護団体 はったさん たあそ 法多山田遊祭保存会
- 公開日 毎年1月7日
- 文化財の概要

【指定の趣旨】

本件は、年頭に豊作を願って稲作の作業工程を模擬的に演じる、田遊びと称する芸能である。法多山そんえいじ しゅしょうえ尊永寺の修正会の芸能として伝えられ、田遊びが寺院の正月行事と結びついた事例であり、また、儀礼的な演目と稲作を模擬的に演じる演目から成り、遠州及びその周辺にみられる田遊びの特徴をよく伝えている。二人の掛け合いによる狂言風の演目や、羯鼓打ちが早乙女たちと踊って田植えを表現する独特の演目も有しており、本件は、田遊びの変遷の過程を考える上で貴重であり、地域的特色も示して重要である。

【文化財の説明】

本件は、豊穰予祝ほうじょうよしゆくの芸能で、静岡県の南西部に位置する袋井市の法多地区の人びとによって伝えられている。儀礼的な演目である「太刀の舞」、「棒の舞」が舞われ、その後、稲作の模擬的な演目が「白鍬」、「田打ち・牛ほめ」、「のっとう」、「鳥追い」、「そうとめ」の順に演じられる。儀礼的な演目は一人舞で、紙垂しでをつけた太刀及び棒を肩にかつぐようにして持ち、飛び跳ねるように移動して進み、田遊びの場を祓い清める。稲作の模擬的な演目は、「白鍬」で田植え歌などを歌った後、舞台中央に大太鼓を据えて鼓面を田に見立てて演じる。「田打ち・牛ほめ」では、田打ち役の二人が掛け合い、鍬を用いて田打ちの所作を行ったり、牛をほめたりする。最後の演目「そうとめ」では、花笠を被った早乙女らに羯鼓打ち一人が加わり、共に田植えの様を踊りながら演じる。早乙女は、両手で扇子を持って歌の拍子に合わせて上体を左右に揺らし、羯鼓打ちは、背に羯鼓をつけて両手にばち桴ばちを持って踊る。やがて早乙女も踊り出し、羯鼓打ちは早乙女の花笠を桴で打ち、早乙女も羯鼓を扇子で打ち返す乱舞を繰り広げて終了する。



【太刀の舞】



【田打ち・牛ほめ】

たいまでらねりくよう

② 當麻寺練供養

- 文化財の所在地 奈良県 葛城市
○保護団体 當麻寺菩薩講
○公開日 毎年4月14日
○文化財の概要

【指定の趣旨】

本件は、全国に伝わる練供養（来迎え）のなかでも、中将姫伝説をもとに伝承されてきた代表的な事例であり、来迎橋を練り歩く観音菩薩等の所作等にも特色が見られる。菩薩たちが信心者を来迎する様相を演じて見せる「迎講」が、当地の中将姫伝説と結びついて発展したものであり、練供養の変遷の過程や、地域的特色を示して重要である。

【文化財の説明】

本件は、奈良時代の當麻寺で仏門に帰依した中将姫が、阿弥陀如来や二十五菩薩に迎えられ現身往生したという伝説を、境内を舞台に再現してみせるものである。

念仏行者の臨終に、阿弥陀如来が菩薩たちとともに迎えに訪れ、極楽へ導く様を演じて見せる「迎講」は、平安時代に比叡山横川で恵心僧都源信が始めたと伝えられ、後に各地で練供養、あるいは来迎会の呼称が定着した。當麻寺における発祥は定かではないが、菩薩に扮するための面のなかには、鎌倉時代の作も4面残る。また享祿4年（1531年）成立『當麻寺縁起』には、練供養を盛大に演じる様子が描かれている。

練供養当日、本堂（曼荼羅堂）から境内東方にある娑婆堂まで、来迎橋と呼ばれる100メートル近い木製の架け橋が架設される。まず本堂から娑婆堂へ、木製の面や衣裳、持ち物で扮装した二十五菩薩の最後に観音・勢至・普賢の三菩薩が橋を渡る。観音菩薩は両手で蓮台を右から左へ、また左から右へと掬うように掲げ、それとともに足も、一步踏み出すごとに深く腰を落とし、ゆっくりと練り歩く。次に勢至菩薩が、合掌した両手を観音菩薩と同様に左右へ大きく振り、一步ごとに腰を落として続く。娑婆堂では、法如（中将姫の法名）化生坐像が観音菩薩の捧げる蓮台に乗せられ、勢至菩薩が坐像の上に手をかざし、撫でるような所作を行う。本堂への帰路は観音菩薩が先頭となって練り歩き、蓮台に迎えられた中将姫が極楽へ向かうことが示される。



【法如化生坐像を迎える（野本暉房撮影）】



【来迎橋を渡る菩薩たち（野本暉房撮影）】

しょうどしまのうそんかぶき

③小豆島農村歌舞伎

- 文化財の所在地 香川県しょうずぐんと小豆郡土庄町、しょうどしまちょう小豆島町
- 保護団体 肥土山ひとやま農村歌舞伎保存会、中山なかやま農村歌舞伎保存会
- 公開日 毎年5月3日（肥土山）、毎年10月第2日曜日（中山）
- 文化財の概要

【指定の趣旨】

本件は、江戸時代以来小豆島の島民によって演じ継がれてきた地芝居で、かつては島内多数の地区で演じられた歌舞伎が、2地区のみに現存する希少な伝承である。伝承内容には上方歌舞伎の演技演出の影響がうかがえるなど、地域的特色も顕著であり、本件は西日本における農村歌舞伎の展開や変遷の過程を示して重要である。

【文化財の説明】

本件は、香川県土庄町の肥土山地区と小豆島町の中山地区に伝わる地芝居で、肥土山では肥土山離宮八幡神社境内の舞台上、中山では春日神社境内の舞台上、それぞれ五穀豊穰等を祈り、地域住民による奉納上演が続けられている。両舞台ともに、取り外し式の花道や、回り舞台、セリ等、歌舞伎舞台独自の設備が備わり、それぞれ「肥土山の舞台」「中山の舞台」として、重要有形民俗文化財指定を受けている。なお舞台のほか、両地区には多数の衣裳やかつら鬘、台本等も伝えられ、公演に活用されている。

両地区とも必ず「さんばそう三番叟」で幕をあげ、舞台を浄める。伝承演目は義太夫狂言が多く、「かなでほんちゆうしんぐら仮名手本忠臣蔵」「えほんたいこうき絵本太功記」等の時代物のほか、世話物、また純歌舞伎も演じられ、狂言立ては「三番叟」含め毎年3、4番ほどである。小豆島の歌舞伎には、幕末以降、上方歌舞伎の芸を身につけた役者たちが来島・居住して指導した。そのため、演技・演出には、今なお上方歌舞伎の特徴がうかがわれる。また棧敷割りのしきたり等、地域的な伝統も保持している。



【肥土山農村歌舞伎】



【中山農村歌舞伎】

④川内大綱引

- 文化財の所在地 鹿児島県薩摩川内市さつ ま せんだい
- 保護団体 川内大綱引保存会せんだいおおつなひき
- 公開日 毎年秋分の日の前日
- 文化財の概要

【指定の趣旨】

九州地方の中でも、南九州一帯は、十五夜綱引きじゅうごやつなひが盛んな地域であり、鹿児島県では、旧暦8月15日を中心に豊作や無病息災などを祈願して綱引きを行うところが多い。

本件は、南九州に特徴的な十五夜綱引きが、当地の商業地としての性格を背景に、競技性の強い綱引き行事として発展し、伝承されてきたもので、鹿児島県内でも最大の綱引き行事となっている。九州地方における綱引き行事の地域的な展開や我が国における綱引き行事の変遷を理解する上で重要である。

【文化財の説明】

本件は、鹿児島県薩摩川内市に伝承される大規模な綱引き行事で、稲藁いねわらで編んだ長大な綱を上半身裸の男性たちが上方かみかたと下方しもかたに分かれて勇壮に引き合う。

川内大綱引は、綱練つなねりと呼ばれる綱の製作と、本綱ほんづなと呼ばれる本番の綱引きから主に構成される。綱練は、行事当日の早朝より、多く市民や市内の団体などが参加して行われ、半日掛かりで大きな綱を練り上げる。綱の形態は、一本綱で両端にワサと呼ばれる大きな輪が付くのが特徴である。本綱は、当日の夜、市の中心市街地を通る国道3号線の路上を会場として行われる。上方と下方の両陣営ともに、一番太鼓や大将、押大将などの指揮のもと、太鼓隊や引隊、押隊などの集団が連携して動き、攻防を繰り返しながら綱を引き合う。



【綱練：綱の製作】



【本綱：上方と下方に分かれての綱引き】

3. 登録有形民俗文化財の登録

①鷹栖たかすの装蹄そうてい用具及び関連資料

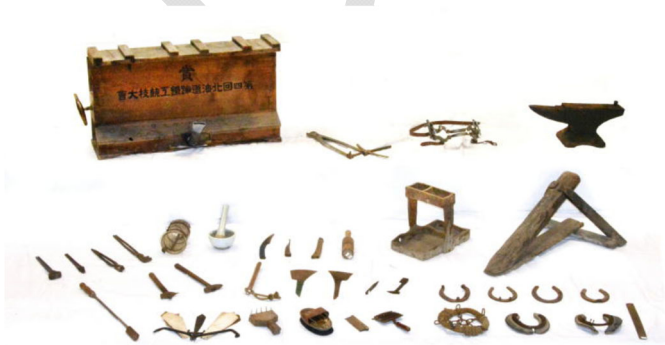
- 所有者 たかすちよう 鷹栖町（鷹栖町郷土資料館保管）
- 所有者の住所 かみかわぐんたかすちよう 北海道上川郡鷹栖町
- 員数 399点
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

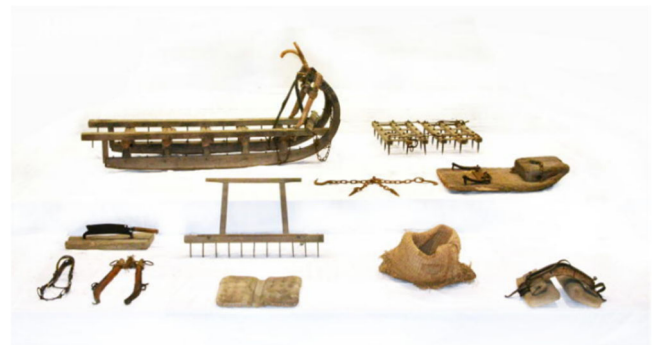
日本有数の馬産地であった北海道では、明治期からはじまる土地の開墾や農場の整備には馬が重用された。そのため、道内には数多くの装蹄所が設けられ、馬の蹄鉄を造り、蹄を管理する装蹄職人が活躍した。本件は、鷹栖町で営まれていた装蹄所の用具がまとまって収集されており、当地で営まれていた装蹄の実態を伝える資料群となっている。また、寒冷地ならではの蹄鉄類なども含まれており、地域的特色も顕著である。本件は、北海道における装蹄職人の技術や近代の開拓の様相を理解する上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、北海道の開拓に重要な役割を果たした馬の蹄鉄とその製造や装着に使用された用具の収集である。本収集は、北海道の石狩川上流に位置する鷹栖の装蹄所で使用されていた装蹄用具で、通常の蹄鉄のほか、氷上用や泥炭用の蹄鉄など各種の蹄鉄類をはじめ、古くなった蹄鉄の剥取はぎとり、蹄の削蹄さくてい、新しい蹄鉄の成形と取り付けの各工程で使用された用具、馬の蹄の治療に使用された用具などが収集されている。このほかに、馬による農耕や木材の運搬に使った用具、馬具などを関連資料として含めている。



【装蹄用具】



【関連資料】

②島根半島沿岸及び宍道湖・中海の漁撈用具

- 所有者 松江市（島根歴史民俗資料館・松江市宍道菟古館保管）
- 所有者の住所 島根県松江市
- 員数 1, 598点
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

島根半島における漁撈は、半島北部の日本海沿岸と半島南部の汽水湖きすいこといった広い範囲を漁場として行われてきており、本件では、海水・淡水に住む多様な魚介類を対象とした漁具が収集されている。これらの資料群を包括的に登録することで、島根半島における漁撈の全体像を知ることができ、今後の保存と活用が期待される。本件は、出雲地方における生業の実態とともに、我が国の汽水域の漁撈のあり方を考える上で注目すべき資料群である。

【文化財の説明】

本件は、島根県松江市が所有する漁撈用具の収集で、リアス海岸が発達した半島北部の日本海沿岸と、半島南部の汽水湖の宍道湖、中海において、魚介類の捕獲に使用された用具である。島根半島沿岸では、複雑に入り組んだ地形のため、小型の木造船を使ったイカやブリなどの一本釣漁や網漁、磯漁などが行われ、宍道湖ではシジミ漁、中海ではアカガイ漁などが主に行われてきた。本収集は、このような松江市域の各種の漁くりに使われた用具を中心に、漁に着用した仕事着、漁獲物の運搬や加工の用具、刳ふね舟形式のソリコ舟などの舟関係用具から構成される。



【島根半島沿岸の漁撈用具】



【宍道湖の漁撈用具】



【中海の漁撈用具】

4. 登録無形民俗文化財の登録

① 庄内の笹巻製造技術

- 文化財の所在地 山形県
- 保護団体 特定せず
- 公開日 5月～6月
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

季節の節目である節供には、行事食を伴うことが多い。端午の節供においては、粽^{ちまき}をつくって振る舞う風習が各地に見られ、その製法については、臼で挽いた米粉を材料とし、蒸して製造されることが多い。これに対して、山形県の庄内地方に伝承される笹巻は、米を粒のまま煮る製法でつくられ、また、灰汁^{あく}を用いた独特の製法もみられる。その形状も多様で、地域的な特色が豊かに認められる。本件は、特色のある行事食の製造技術であり、我が国における粽の製造技術やその地域差を考える上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、山形県北西部の庄内地方に伝承されてきた、笹巻と呼ばれる行事食の製造技術である。笹巻は、粽の一種で、庄内地方においては、邪気を払い、男児の無事な成長を祝って各家で作られてきた。もち米を材料とし、粒のまま笹で包んで形を整え、イグサやスゲで固く縛り、数時間煮ることで完成となる。形状には、四面体型や三角型、たけのこ型などの種類があり、また、庄内南部の鶴岡などでは、灰汁を加えることで保存性を高めた、黄色の笹巻の製造技術も継承されている。出来上がった笹巻は、きな粉や黒蜜をかけて食べる。



【笹巻の製造作業】



【完成した笹巻】

②薩南諸島の黒糖製造技術

- 文化財の所在地 鹿児島県
- 保護団体 特定せず
- 公開日 11月～3月
- 文化財の概要

【登録の趣旨】

我が国における黒糖製造は、近代以降、機械化や工場の大規模生産に移行してきた。そのような伝承状況の中で、薩南諸島の島々では、今日でも共同作業による伝統的な製法で黒糖づくりが行われている。その製造工程には、昔ながらの手作業による熟練の技術伝承がみられる。黒糖の製造は、薩南諸島に特徴的なもので地域的特色が顕著である。薩南諸島における産業や、我が国の製糖技術の変遷を考える上で注目される。

【文化財の説明】

本件は、種子島たねがしまから与論島よろんじまに至る鹿児島県の島々に伝承される黒糖の製造技術である。鹿児島県から沖縄県にかけての南西諸島は、黒糖の生産地として知られ、なかでも南西諸島の北半分にあたる薩南諸島では、黒糖の伝統的な製造技術を伝えている。

黒糖の製造は、サトウキビを原材料とし、砂糖小屋さたごやと呼ばれる共同作業場で、11月から3月にかけて行われる。サトウキビは手作業で刈り取った後、圧搾して砂糖汁を搾り出す。砂糖汁は釜に移した後、登り窯のぼがまで薪を焚いて煮詰める。灰汁あくを取り除き、石灰を加えてさらに煮詰めていく。飴色の粘りが出たところで容器に移し、手早く掻き混ぜながら固まり具合を調整する。最後に、温かいうちに作業台に広げて板状に伸ばし、固まった後、一口大に切り分けるなどして完成となる。



【黒糖の製造作業】



【黒糖の切り分け】

5. 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択

①オンバサマのお召し替え

- 文化財の所在地 富山なかにいかわぐんたてやままち県中新川郡立山町
- 保護団体 芦あしくら峯女性の会
- 公開日 毎年3月13日
- 文化財の概要

【選択の趣旨】

我が国では、山は神霊の宿る場所として古くから信仰の対象とされ、北陸地方においては、立山たてやまがその代表的な霊山として知られている。立山信仰では、立山とはいに登拝することで後世の安寧が約束されるといわれているが、女人禁制のため、女性は入山が許されなかった。本件は、そのような女性たちによる立山信仰を基調とした行事で、山の神に感謝し、極楽往生を願う信仰を窺うことができる。我が国における民間信仰や来世観念の変遷を考える上で重要であるが、近年は、伝承者の高齢化が進み、行事の一部を簡略化するなど変容が進んでおり、早急に記録作成を必要とするものである。

【文化財の説明】

本件は、富山県の立山山麓にある芦あしくら峯寺地区の女性たちが年に一度、「お召し替え」と称して、閻魔堂に祀られるうばそんぞう嫗尊像の着衣を着せ替える行事である。嫗尊像は、当地では「オンバサマ」と呼ばれ、女性の守り神、衣食の恵みをもたらす山の神として、また、亡者の衣を剥ぎ取り、その軽重で罪を量るだつえば奪衣婆として信仰されてきた。オンバサマの着物は、地区の女性たちによって、白い木綿布しにしょうぞくで死装束として新しく仕立てられ、オンバサマ一体一体に丁寧に着せられる。



【女性たちによるお召し替え】

あやべはちまんじんじゃ はたあ はた お

②綾部八幡神社の旗上げ・旗下ろし行事

- 文化財の所在地 佐賀県^{みやき}三養基郡みやき町
- 保護団体 ^{あやべはちまんじんじゃうじこ}綾部八幡神社氏子総代会
- 公開日 毎年7月15日、秋分の日の翌日
- 文化財の概要

【選択の趣旨】

稲の開花期にあたり、台風が襲来する時期でもある二百十日（新暦9月1日頃）は、農村では農作物の無事な収穫を祈願する行事が広く行われてきた。

本件は、日本の農村地域における風除けの習俗の典型的な性格をよく伝えており、また、旗の巻き方で天候や作況を占う行事形態には地域的な特色が顕著である。我が国における農耕儀礼や民間信仰の変遷を考える上で重要であるが、近年では、生業の変化によって行事の担い手の減少や信仰圏の縮小も進んでおり、変容のおそれが高いため、早急に記録作成を必要とするものである。

【文化財の説明】

本件は、佐賀県みやき町の^{あやべはちまん}綾部八幡神社に伝承される風占いの行事で、^{しんき}神旗と呼ばれる麻の旗を境内にある神木に取り付け、旗の巻き具合などから農作物への風雨の影響や豊凶が占われる。7月15日に旗上げが行われ、身を清めた氏子の男衆が神木に登り、竹竿の先につけた神旗を樹上高くに掲げる。秋分の日の翌日に旗が神木から下ろされるまで、神社の宮司が毎日朝夕に旗のなびき方、巻き具合などの様子を記録し、天候や作況を予想する。



【旗上げ行事】



【旗下ろし行事】

③葉山の花取踊

- 文化財の所在地 高知県高岡郡津野町
- 保護団体 葉山花取踊り保存会
- 公開日 毎年10月第4日曜日とその翌日ほか
- 文化財の概要

【選択の趣旨】

花取踊は、愛媛県南部から高知県全域、徳島県西部にかけて広く分布する風流の踊りである。本件は、数ある花取踊の中でも、「庭祓い」で踊り始め、「ひけは」で退場するという出羽、入羽の風流踊の形式を有し、踊り歌の詞型や、歌の冒頭での念仏の歌唱など、風流踊の古風をうかがわせる事例である。高知県に多数伝承される太刀踊のそれ以前の姿を示すとされ、同種芸能の変遷の過程や地域的特色を示して貴重であるが、近年は、少子化のため伝承が危ぶまれていることから、早急に記録作成を必要とするものである。

【文化財の説明】

本件は、高知県高岡郡旧葉山村（現津野町）の白石、姫野々、新土居の3地区が伝承する風流の踊りである。鳥毛のカシラを被り、タクリと呼ぶ五色の布を背に長く垂らすなど、趣向を凝らした出で立ちの踊子が、大太刀や小太刀などの採物を手に、太鼓による囃子と歌に合わせて踊る。三島神社の祭礼を中心に、神社境内などで踊られている。

白石地区では11曲が伝承されている。冒頭に演じられる「庭祓い」は踊りの場の邪気を祓う演目とされ、最後の「ひけは」は退場の踊りである。この2曲は列の踊りで、踊子が一列ないし二列になって踊る。その他の曲は円の踊りで、箆を八角形に敷いて踊子が対になり、飛び跳ねつつ踊る。歌の歌詞は、概ね5・7・7・4の四句形式で、各歌の始めには念仏が付く。



【白石地区の花取踊 列の踊り】



【白石地区の花取踊 円の踊り】

Ⅲ. 参考

○重要有形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要有形民俗文化財	226件	1件	227件

○重要無形民俗文化財の指定件数

	現在の件数	今回の答申件数	指定後の件数
		新規指定	
重要無形民俗文化財	329件	4件	333件

○登録有形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録有形民俗文化財	49件	2件	51件

○登録無形民俗文化財の登録件数

	現在の件数	今回の答申件数	登録後の件数
		新規登録	
登録無形民俗文化財	4件	2件	6件

○記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択件数

	現在の件数	今回の答申件数	選択後の件数
		新規選択	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	654件	3件	657件